

長浜市除雪車運行管理システム更新業務公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「長浜市除雪車運行管理システム更新業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名 長浜市除雪車運行管理システム更新業務

(2) 業務内容

「長浜市除雪車運行管理システム更新業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおり。

(3) 業務期間

1) システム導入期間 契約締結日の翌日から令和8年11月30日
(システムテスト期間含む)

2) システム利用期間 令和8年12月1日から令和13年3月31日

3. 見積上限額

見積額の上限は、システム導入費用を11,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とし、システム維持管理運用費用（1年間分）を10,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

※システム導入費用及びシステム維持管理運用費用とは次のとおりとする。

○システム導入費用

①除雪車運行管理システム構築費用、②車載装置設置費用、③操作説明費用

○システム維持管理運用費用

①除雪車運行管理システム利用料、②GNSS車載器の利用料

③その他必要となる利用料、賃借料、④保守料、⑤通信契約費用、⑥通信費用

⑦撤去費用（利用期間の最終年度のみ）

4. 実施形式

公募型プロポーザル

5. スケジュール

①公募の開始	令和7年10月 6日（月）
②質問の受付期限	令和7年10月14日（火）正午まで
③質問に対する回答（市ホームページ）	令和7年10月20日（月）予定
④参加申込書の提出期限	令和7年10月24日（金）午後4時45分まで
⑤参加資格審査結果の通知	令和7年10月31日（金）
⑥企画提案書の提出期限	令和7年11月11日（火）午後4時45分まで
⑦ヒアリング審査	令和7年11月17日（月）
⑧審査結果の通知	令和7年12月中旬 予定

6. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 令和7年度の長浜市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 長浜市から入札参加停止措置を現に受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のいずれの場合にも該当しないこと。
 - ① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる場合
 - ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる場合
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる場合
 - ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
 - ⑥ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められる場合

7. 質疑・応答

- (1) 提出方法 次の専用フォームにて提出すること。
URL ; <https://logoform.jp/form/BJcW/1248593>
*専用フォームからの提出後、自動配信メールが送付されるので、自動配信メールが受信されたことを必ず確認すること。
*電話又は口頭による質問は受け付けない。
- (2) 期限 令和7年10月14日（火）正午まで（必着）
- (3) 回答方法 令和7年10月20日（月）頃に市ホームページに掲載する。
（質問者の名称等は公表しない。）

8. 参加申込の手続き

(1) 参加申し込み

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び長浜市契約規則等の各規定を理解したうえで、参加申し込みをすること。

(2) 提出書類

① 参加申込書（様式第1号）

② 誓約書（様式第2号）

③ 事業者の概要（所在地、代表者役職及び氏名、資本金、従業員数、設立年、事業内容、営業所一覧）がわかる書類（上記の内容をすべて含んだ会社案内パンフレット等による代用も認める。）

④ 業務実績調書（様式第3号）

※参加申込者が公告の日の属する年の前5年以内に、地方公共団体において、同種業務の受託実績又は同種業務の運用・保守業務の受託実績を記載すること。

※添付資料：業務実績を証する書類（例：契約書の鑑の写し等）

⑤ ISMS認証（ISO27001）又はプライバシーマークの認証を受けている事業者は、そのことが確認できる書類の写し（例：認証書の写し等）

(3) 申し込み期限

令和7年10月24日（金）午後4時45分まで（必着）

(4) 提出方法

次の専用フォームにて提出すること。

URL ; <https://logoform.jp/form/BJcW/1248721>

また、提出書類は専用フォームから電子データ（PDFファイル）をアップロードすること。アップロードする電子データは、原本をスキャンしたものでかまわない。

*専用フォームからの提出後、自動配信メールが送付されるので、自動配信メールが受信されたことを必ず確認すること。

(5) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、令和7年10月31日（金）までに電子メールで通知する。

(6) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、市長に対して、参加資格がないと認めた理由について書面（様式は自由）により説明を求めることができる。この場合において、書面の提出は、次により行うこととする。

① 手続期限

令和7年11月6日（木）正午まで

② 手続方法

電子メールにて提出（件名：「長浜市除雪車運行管理システム更新業務公募型プロポーザル参加資格」）

③ 回答方法

令和7年11月10日（月）午後5時までに電子メールにより行う。

9. 企画・技術提案書作成方法

(1) 提出書類

参加資格審査確認結果通知書により提案者として認められた者は、本実施要領、仕様書及び長浜市契約規則等の各規定を理解したうえで、次の電子データを提出すること。

提出書類の作成にあたっては、「長浜市除雪車運行管理システム更新業務企画・技術提案書作成要領」を参照すること。

①企画・技術提案書

- ・正本データ及び副本データを提出すること。

②見積書

(2) 提出期限 令和7年11月11日（火）午後4時45分まで（必着）

(3) 提出方法

次の専用フォームにて提出すること。

URL : <https://logoform.jp/form/BJcW/1248903>

※専用フォームからの提出後に自動配信メールが送付されるので、自動配信メールを受信したことを必ず確認すること。

※専用フォームにて提出する企画・技術提案書のファイル形式はPDFとする。なお、電子データ容量が大きく専用フォームに添付できない場合は、道路河川課に連絡し、その指示に従うこと。

(4) その他

- ①企画・技術提案書は1提案者につき1件を限度とする。
- ②副本データは、提案者を特定できる情報（社名・ロゴ・製品等）を削除して提出すること。
- ③提出後の差し替え（追加及び変更）は認めない。
- ④提出した企画・技術提案書や見積書が提示した業務規模と大きく乖離している場合、又は提案内容に対して見積が不適切な場合は、審査の対象としない場合があるので留意すること。

10. 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画・技術提案書等について、プロポーザル選定委員会が審査する。

審査は書類審査とプレゼンテーション（企画・技術提案書の説明30分以内）及びヒアリング（質疑応答20分以内）を行い、提案内容を総合的に審査する。

(1) 審査日時

令和7年11月17日（月）を予定しており、時間や場所等の詳細については別途連絡を行う。

(2) 審査項目

別紙3のとおりとする。

(3) その他

- ①複数の提案者がいる場合の説明順は企画・技術提案書を受け付けた順とする。
- ②提案者が1者であっても、本公募型プロポーザルは成立するものとする。

プロポーザル方式に要した費用を長浜市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

表明書の提出後又は企画・技術提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式は任意）を都市建設部道路河川課あてに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ①参加資格要件を満たしていない場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥見積上限額が設定された場合に、見積書の金額が見積上限額を超過したとき
- ⑦提案審査において最低基準点が設定された場合に、その最低基準点を評価点が下回ったとき

(5) 著作権等の権利

企画・技術提案書等の著作権は、当該企画・技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画・技術提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 異議申立

提案者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

15. 問い合わせ先

長浜市役所 都市建設部道路河川課 担当者 横井・赤井

滋賀県長浜市八幡東町632番地

電話番号 0749-65-6532

FAX番号 0749-65-6760

E-mail dourokasen@city.nagahama.lg.jp